

平成30年5月8日 第21回議会改革推進特別委員会会議録

1 招集の日時 平成30年5月8日（火）午前9時30分

1 招集の場所 中会議室A

1 協議事項

(1) 特別委員会報告書の文案検討

1 開会日時 平成30年5月8日（火）午前9時37分

1 出席委員

委員長	荒川 栄悦 君	副委員長	浅沼 幸雄 君
委員	小林 立栄 君	委員	菊池 美也 君
委員	萩野 幸弘 君	委員	菊池 由紀夫 君
委員	佐々木 大三郎 君	委員	細川 幸男 君

1 欠席委員

なし

1 事務局職員出席者

事務局長 菊池 享 君 次長 佐藤 邦昭 君

午前9時37分開会

○副委員長 （開会）

○委員長 報告書の文案検討をこれから行います。その前に、委員長報告をまとめられませんでした。もう一つ、総務企画部長会の回答をお配りしましたので後ほど検討を。報告書の検討をお願いします。事務局に届いている内容の説明を。

○次長 （報告書の構成の確認、訂正稿、小林案の説明）

○小林委員 基本は元々の報告書案で、5番に補足し、6番の経過と結果を加えました。最後は今後の課題です。取り組み経過には12回の行動計画の文書から引用。

○委員長 さらに指摘事項をいただいて、それ以外はここで確認したい。

○副委員長 小林委員の6番を訂正稿に加えるので良いのではないかと。

○萩野委員 9ページ以降は時系列での委員会の流れが良いのかなと思う。公表しなくても必要な内容。小林委員の7番の今後の課題に、5として議会改革委員会の位置づけの明記を検討すべき。それを加えるべきではないかと。

○委員長 課題には市民モニターも加えるべき。十分に検討されなかった。

○副委員長 それは各論に入っていく。課題は大きな内容。取り組む組織は任期中に方針を示して、6月なり9月定例会で改正すればいい。それならば課題の5は必要ない。

○委員長 各論の事項であっても必要な事項が示されているべき。

- 副委員長 課題としてまとめずに、検討に至らなかった事項をまとめてはどうか。
- 小林委員 今後の課題には、広聴広報の充実なども考えたが、常任委員会活動の強化に含まれるかなという判断をした。
- 委員長 課題の内容をより具体的に示せば分かり易いのかなと思う。
- 由紀夫委員 委員長のまとめ文の中に盛り込んではどうか。
- 委員長 まとめに個人の思いを盛り込んでも良いものか。
- 萩野委員 その案を示していただいてここで検討する。
- 委員長 委員長個人として文章を作っても、報告書としては相応しくないように思う。客観性も必要。テーマを絞り、取り組めなかったことを書くことが難しい。
- 副委員長 6の項目までの内容と重複してもいけない。
- 委員長 経過等については語り尽されている部分があるから、多くの回数を重ねたことへの思い等を書いていこうと思う。
- 萩野委員 委員長報告には、取り組めなかった部分を補足するためにもあるので、雑感ではなく、委員会としての読み取りにくい部分をまとめていただきたい。次回その案を協議しよう。
- 由紀夫委員 同様の理解だと思うが、9番の資料は大事な財産だから、まとめて提出を。
- 次長 9番の参考資料には、時系列の記録も加える。
- 委員長 赤字、見え消しの部分はこれでよろしいか。読み込んでご指摘をいただく。
(字句訂正等を事務局でおって整理)

- 委員長 次に、総務企画部長から回答があったことについて。申し入れた事項を検討するための協議の場の設置が提案された。協議スケジュールは定例会のない月にとということのようで、ただ我々の任期は6月いっぱい、10月には改選期がある。10月まではこのメンバーからも加わるのか、この後決めていかなければならない。経過には協議の場に参加することとした、となるのか。
- 副委員長 委員長あての回答ではあるが、協議の場の設置は議会として、議長なり議運に諮って、決めてもらう事。特別委員会が設置に同意していいものか。
- 委員長 議長に相談した時は、委員長で良いということで申し入れをした。これは全協に報告していく。
- 次長 報告はするが、協議の場への参加をどの段階で判断するかという事。
- 局長 設置を求める申し入れ書に対して、設置をしてという回答なので、それをどうするか。
- 委員長 設置については議長に報告し、議運に諮って対応を決定していただく。
- 副委員長 この検討会議は改選を挟んでいて、その後にもどうするかも含めて検討いただくべき。
- 由紀夫委員 総合計画に盛り込んだ年次は32年までにだから、この回答だと2年程度前倒すということか。
- 局長 すぐ導入するという検討ではなくて、必要性を検討する場を設けるもの。
- 委員長 検討会議の結論として、いつに導入ということになるのかは見通せない。
- 副委員長 1月に結論という事であれば、思いのほか早く結論が出る。
- 局長 新年度からの導入で予算要求が必要であれば、10月、11月に結論という事もあり得る。
- 委員長 11月に示されているデモも、場合によっては9月頃でもいいと思う。
- 局長 9月定例会で業者に機械を持って来てもらったのデモという話も出ている。
- 委員長 いずれいい形で進んでいくと思う。

- 副委員長 協議の場を作ることは、前向きに進むことと思う。
 - 委員長 現任期のメンバーから検討会議に参加し、改選後は改めて人選して臨む。
 - 萩野委員 この協議の場ではどのレベルまで当局がやると言っているのか。全く白紙からなのか、概ねタブレットの導入に向けての姿勢をもってのものか。デモとは何をするのか。我々はもう研修している。
 - 委員長 当局がどこまで対応するのか、何をしなければならないか、悩みどころなので、ソフト会社から詳細を聞きたいという事。
 - 萩野委員 我々の考えるべきは、6月までの委員会なので、選挙前まで任期を伸ばすのか、新たに人選して臨むのか。
 - 委員長 この回答書を受けて議長と議運に報告し、検討会議にどう臨むか決定してもらおう。
 - 萩野委員 この場では何を明らかにすればいいのか。
 - 委員長 こういう回答が来たのでお知らせしたというまで。
 - 小林委員 議長、議運からは特別委員会の対応を問われないか。
 - 委員長 当局もこういう回答をしたのだから、議会も前向きに対応してほしいと伝える。
 - 副委員長 こちらが協議の場を求めた申し入れに対する回答だから、これを受けて特別委員会が対応してもいいと思う。いずれ議長に報告して、指示を仰ぐ。委員会としては設置すべき。
 - 委員長 参加するメンバーは議運に判断していただく。議会から3、4人、当局も3、4人の参加という事。
 - 由紀夫委員 議会側で先行していくチャンスかもしれない。
 - 萩野委員 予定として示されているもので、これをこの委員会で云々するものでは無い。
 - 副委員長 委員会としてはこの回答を受けての意思統一さえすればいい。
 - 委員長 協議の場の設置は議長、議運に検討していただく。この委員会からも加わるかも知れない。
-
- 委員長 小林委員の作成した報告書案について、内容を検討していきます。
 - 美也委員 全体を通して、委員会や特別委員会、予算決算特別委員会の表記の統一を。
 - 委員長 5までは諒とし、6の経過と結果について。
 - 次長 時系列に沿って表現を修正、段落わけや字句は再度精査する。
 - 副委員長 それぞれ内容を読み込んで次回の委員会に反映させよう。
 - 美也委員 ②の結果の公聴会、参考人制度は、⑤の結果に盛り込まれているので削除。
 - 萩野委員 ③の取り組み内容の文章の流れの整理で、懇談会を開催してきたが、に。
 - 由紀夫委員 持ち帰ってから指摘することとしよう。
-
- 副委員長 その他として、基本条例22条の議会改革の継続的取り組みのための組織を明確にする条例の見直しをしてはどうか。
 - 美也委員 第16回の検討経過には、常任委員会に触れず、基本条例の改正をしないという意見がある。委員会条例への追加という意見もあった。
 - 委員長 両論があって結論が見出しかねた。
 - 副委員長 どちらかにまとめて、結論を見出すべきでは。
 - 委員長 議会改革は常に必要で継続されるべき。改選後の議会にも推進する組織は必要。

- 副委員長 特別委員会は期間を区切って設けるもので、4年間継続するものは特別委員会は相応しくない。常任委員会が多くなるという事もある。しかし明確な位置づけが必要。
- 委員長 推進する組織、検証は議運ばかりでなく市民モニターを設けるなど、この委員会で示していこう。
- 由紀夫委員 改革は継続されるのであれば、7の今後の課題に明記すればいいのでは。
- 副委員長 検証の役割に市民モニターなどを加えるという事。
- 委員長 この委員会で結論として、基本条例を改正して位置付けよう。
- 副委員長 基本条例の改正は必要だろうか。
- 美也委員 議会運営委員会は検証するので、報告に市民モニターを示せば、議運として取り組むかもしれない、あとは議運の判断。基本条例の改正は必要なことになる。
- 小林委員 条例の改正は賛成で、委員会での結論が出れば。
- 美也委員 常任委員会化の条例改正は必要だということで、市民モニターまで入れない。
- 委員長 市民モニターを基本条例に盛り込むことが良い。市民が議会に興味を持つために、懇談会の他に市民モニター制度があることが良い。今までの流れの中で検証については議論されていない。
- 副委員長 基本条例には市民との懇談会という表現だけで、手法は自由。検証の手法の一つとして市民モニターをやればいい。基本条例に明記して強制してやることはいかがか。
- 由紀夫委員 市政に関心が高ければ、自然と市民オンブズマンなどもできるが、そこに至らない。
- 委員長 市民モニターとなればどこかに謳って、仕組みを検討していくべき。
- 由紀夫委員 課題として、検証の際に市民の意見を聞く機会を設けるべきだ、程度でいいのでは。
- 委員長 今の状態では検証は議運だけでやることなので、市民モニターを明記すべき。
- 副委員長 市民モニターを明記すると、それに限定されるし、基本条例なので幅を持たせた方が良い。
- 委員長 市民や外部有識者の意見といった、限定しない言い方ならいいのか。
- 萩野委員 懇談会で、ワールドカフェが出来ない会場もあった、状況に応じた対応が良いので、明記する必要はない。場面に応じた対応を考えた方が良い。
- 委員長 検証の場における市民の意見とかは会代として示し、改革を推進する組織を常任委員会化する件はどうか。議会改革に取り組む組織は全議員にしておけば、その都度に全協に諮ってという過程は必要なくなる。議員全員が議会改革の認識を深める必要がある。
- 小林委員 基本条例の検証を議運の役割とした理由は。
- 副委員長 ここには議論があって、まず議運にしておこうという結論。
- 小林委員 現在は2重、3重の構造で、特別委員会で決めても議運、全協というプロセスがある。議運でなくていいのであれば、ここに委員会を位置付けては。即全協に諮れる。議運が検証する場を設けていない。なので改革委員会が出来た。
- 副委員長 議運で出来ないのであれば、様式を決めて外部に託すとか、やり方の幅はある。
- 由紀夫委員 特に議員定数や報酬は議員のみの議論で良いものではない。縛りの強い基本条例ではいけない。
- 副委員長 常任委員会を委員会条例に設けるのはどうか。

- 委員長 いずれは全協に報告することをしつつ、進めることになる。
- 副委員長 委員会条例の改正は面倒なのか。
- 次長 面倒ではないし、予算上は研修旅費が必要かどうかといった事。費用弁償には変わらない。条例改正は出来るが、すぐまた改正ということはある得ない。
- 副委員長 議会改革を推進する組織の必要性は共通理解された。
- 萩野委員 その事を議運に申し送ればいい。
- 次長 今後の課題に、5番を加えて推進する組織の必要性を報告するので良いのでは。
- 小林委員 新たな任期の体制で、必要ないという結論になりかねないので、担保が必要。
- 萩野委員 基本条例の制定後に、その運用は議運に委ねたという認識。検証がなされているのかというのは見ていたが、議運に動きが無いのでこの委員会が出来た。基本条例を議運に申し送るという意図は、定数も2減で、新たな組織を作らずに議運に役割をゆだねた。改選後にその認識が無いのが変なので、議会改革は常にやってくるもの。継続化するには議運が相応しいという当時の判断が履行されていない。特別委員会の存在自体は異例のもの。組織の位置づけを明確に申し送るため、5番を設けるべき。
- 副委員長 この委員会の元で組織を明確にしないのであればその方法。むしろ改正して位置付けるべき。改選後に取り組まずに時間が経過してしまう。意思表示をしていくべき。
- 萩野委員 基本条例に議運が明記されているのだから、議運に担っていただくべき。
- 美也委員 基本条例第22条には、いずれも「議会は」という主語で書かれている。議運は検証のみ。
- 委員長 推進するのはあくまで議会。
- 美也委員 一応議運の中での検証はされているが公表はしていない。
- 萩野委員 議会の中で議会改革をリードするのが議運という認識。
- 美也委員 検証する組織が自ら推進するのはいかがなものか。
- 萩野委員 議運は、検証した結果を示して、こうするべきというのを議会全体に発信しなければならない。リーダーシップは議運にある。
- 委員長 基本条例にある議会の主語であることは、議長を先頭に議会全体が取り組んで、それを議運が検証するという構図と認識していた。
- 萩野委員 議運がリードすべきで、この委員会の終了にあたって議運に引き継ぐことを明記したい。
- 副委員長 議会を主語にすると、解釈に差が出てしまうので、組織を明確に位置付けるべきと思う。主語に議会となっているのであれば、議長が方針を全協に示して全体で取り組む方法もある。どのように進めるかは、この委員会から全協に諮ってどう判断されるか。議会が主語なら提案者は議長。議運は検証する役割なので提案するのはおかしい。やはり組織を明確にすべき。
- 委員長 継続して取り組みには常任委員会化して、検証の仕組みも設けるべき。17日に結論を出しましょう。
- 副委員長 議論は尽くされているから、結論を出すべきではないのか。
- 委員長 基本条例、委員会条例の改正をするということではいかがか。
- 萩野委員 今後の課題の5として明記するのではなく、方針を示すのか。
- 委員長 その内容は全協に諮って、議会全体の了解を得る。その上で改正は6月か9月。常任委員会を設けるよう基本条例を改正するのか。

- 副委員長 常任委員会の設置は委員会条例の改正だけで設けられる。基本条例を変える必要はない。あまり多く変える必要はない。
- 次長 条例改正について提案するのは議運の役割。案を作るということか。
- 委員長 これについてはさらに意見をまとめて来てもらって、次回の確認しよう。推進と検証を明確にする。
- 副委員長 (閉会)

閉会12時01分